

熊本市・富合町

合併協議会だより

創刊号

2007.4 Vol.1

CONTENTS

- 会長・副会長あいさつ…………… 2
- 法定協議会設置までの主な経緯…………… 2
- 第1回合併協議会開催状況…………… 3
- 第2回合併協議会開催状況…………… 4
合併までの流れ、組織体制



六殿神社楼門・水前寺成趣園

熊本市・富合町合併協議会

合併協議に向けて

熊本市・富合町合併協議会
副会長 村崎 秀 (富合町長)



この度、両市町議会のご理解を得て、私の念願でもございました法定協議会が設置され、今後、熊本市と本格的な合併協議ができることを大変嬉しく思っております。

少子高齢化が進む一方で地方分権の進展等が著しい中、人口1万人未満の当町において、効率的な行財政の運営や高度化する行政ニーズに対応することは極めて困難な状況にあり、将来にわたり安定的・持続的な行政サービスを提供していくための方策の1つとして、市町村合併は最も有効な手段であると考えております。

今後の合併協議が、富合町と熊本市のより良い合併につながりますよう、協議会委員の皆様と十分に審議し、その結果を住民の皆様にお知らせしながら、納得のいく合併協議を進めてまいりたいと考えております。

今後とも皆様方には、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

自立した自治体運営を目指して

熊本市・富合町合併協議会
会長 幸山 政史 (熊本市長)



この度、熊本市と富合町は法律に基づく「熊本市・富合町合併協議会」を設置し、合併に向けた本格的な協議を行っていくこととなりました。

ご承知のとおり、地方分権の進展等により地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。そして、住民の皆様にも最も身近な基礎自治体である市町村が自己責任と自己決定の下で政策を立案実行し、効率的な行財政運営を推進していくためには、足腰の強い自立した自治体運営を行うことが求められています。

このようなことから、生活圏の一体化が進んでいる熊本市と富合町とは、これまで、事務レベルの勉強会である「合同研究会」における事務事業の比較検討や、任意の協議会である「合併準備協議会」の中で、両市町の行政サービスや将来像等の検討を行うなど、約2年間にわたって協議を重ねてまいりました。

今後は、合併協議会委員の皆様とともに十分な議論を尽くし、両市町の住民の皆様のご期待に沿えるような意義のある合併の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

■合併協議会委員名簿

職名	市町名	氏名	備考
会長	熊本市	幸山 政史	熊本市長
副会長	富合町	村崎 秀	富合町長
委員	熊本市	三嶋 輝男	熊本市副市長
	富合町	田中 榮信	富合町助役
	熊本市	税所 史熙	熊本市議会議長
		江藤 正行	政令指定都市実現に関する特別委員会委員長
		田中 誠一	政令指定都市実現に関する特別委員会副委員長
	富合町	米原 靖雄	富合町議会議長
		内藤 信博	富合町議会副議長
		松永 隆	合併問題特別委員会副委員長
	熊本市	福原 政治	川尻校区自治会連合会会長
		宮原スエ子	熊本市地域婦人会連絡協議会会長
		森 日出輝	熊本市農業委員会会長
		田川 家稔	熊本商工会議所 政令都市問題研究特別委員会委員長
	富合町	岩永 則勝	富合町区長会会長
		金子 雄子	富合町婦人会会長
		本田 慶信	富合町認定農業者連絡会会長
		江野 秀春	富合町商工会副会長
熊本市	原田みよ子	公募委員	
	長曾我部久	公募委員	
富合町	西村 榮記	公募委員	
	森川 治雄	公募委員	
(熊本県)	松見 辰彦	熊本県総務部市町村総室長	
	井川 正明	熊本県宇城地域振興局長	

熊本市・富合町合併協議会（法定協議会）を設置しました

富合町では昨年11月の臨時町議会で、熊本市では同年12月の定例市議会で、ともに議会の議決を経て、法定の合併協議会である「熊本市・富合町合併協議会」を1月5日に設置しました。

法定協議会設置までの主な経緯

平成18年	熊本市・富合町合併準備協議会を設置し、第1回合併準備協議会を開催	12月27日	熊本市議会 法定協議会設置案を議決
4月27日	富合町長が区長会会長とともに熊本市長を訪問し、任意の協議会設置を要望	12月5日	熊本市議会 法定協議会設置案を議決
5月1日	熊本市長が富合町長を訪問し、任意協議会を設置することで合意	12月5日	熊本市議会 法定協議会設置案を議決
5月19日	「熊本市・富合町合併準備協議会」を設置し、第1回合併準備協議会を開催	12月27日	熊本市議会 法定協議会設置案を議決
7月13日	第2回熊本市・富合町合併準備協議会を開催	平成19年1月5日	「熊本市・富合町合併協議会」を設置
4月27日	富合町長が区長会会長とともに熊本市長を訪問し、任意の協議会設置を要望	11月21日	富合町議会 法定協議会設置案を議決
平成18年	熊本市・富合町合併準備協議会を設置し、第1回合併準備協議会を開催	9月4日	第3回熊本市・富合町合併準備協議会を開催
5月1日	熊本市長が富合町長を訪問し、任意協議会を設置することで合意	12月5日	熊本市議会 法定協議会設置案を議決
5月19日	「熊本市・富合町合併準備協議会」を設置し、第1回合併準備協議会を開催	12月27日	熊本市議会 法定協議会設置案を議決

第1回 熊本市・富合町合併協議会開催

とき 平成19年2月5日(月)
ところ 熊本全日空ホテルニユースカイ

協議会の開催にあたり、会長・副会長並びに来賓の挨拶、委員紹介が行われました。

協議会では、報告事項として合併準備協議会協議事項の取扱い及び協議に係る諸規定などが報告され、了承されました。また、議案事項6件が提出され、協議の結果、原案どおり承認されました。



熊本市・富合町合併準備協議会協議事項の取扱いについて

平成18年5月から12月までの間、4回にわたって「熊本市・富合町合併準備協議会」の会議の場において委員の皆様と審議した。「住民生活に関わりが深いと考えられる主な項目についての具体的検討」「住民自治、合併特例区に関する検討」「合併に関する基本的計画に関する検討」の106項目の調整方針を当協議会への意見書として提出がありました。

報告事項

- 熊本市・富合町合併協議会規約
- 熊本市・富合町合併協議会規約に関する協議書

- 熊本市・富合町合併協議会に係る諸規程
- 熊本市・富合町合併協議会専門部会設置規程
- 熊本市・富合町合併協議会事務局規程
- 熊本市・富合町合併協議会幹事会設置規程
- 熊本市・富合町合併協議会作業部会設置規程
- 熊本市・富合町合併協議会財務規程

- 熊本市・富合町合併協議会監査委員の選任

中原 謙吉(熊本市代表監査委員)
河北 清明(富合町代表監査委員)
以上の報告事項は、合併協議会を設立するために両市町で協議して定めたものです。その内容について、協議会に報告しました。

議案事項

熊本市・富合町合併協議会協議運営規程
協議会の会議運営の基本方針、会長、副会長及び委員の責務などについて、必要な

事項を定めました。

- 熊本市・富合町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

協議会の委員に対する報酬や費用弁償の取扱いなどについて、必要な事項を定めました。(費用弁償とは、協議会の職務を行うため出張する場合の経費)

- 平成18年度熊本市・富合町合併協議会の事業計画

協議会、専門部会、幹事会及び作業部会の開催や協議会だよりの発行、ホームページの開設などの計画を定めました。

- 平成18年度熊本市・富合町合併協議会の予算

協議会予算として、歳入歳出それぞれ1

0、609千円と定めました。

合併協議項目

新市発足のための基本的協議項目5項目、合併特例法による協議項目6項目及びその他合併までに協議が必要な事項のうち、特に重要な項目及び住民生活に関わりが深いと考えられる30項目の併せて41項目について、協議会における合併協議項目と定めました。(左表参照)

議員専門部会への付託事項

協議会で定めた合併協議項目のうち、基本的協議事項や合併市町村基本計画など10項目について、議員専門部会へ付託し、専門的に審議を行っていただくことになりました。

合併協議項目

※協議番号に○付が、議員専門部会への付託事項

協議番号	協議項目	協議番号	協議項目
①	合併の方式	22	介護保険事業の取扱い
②	合併の期日	23	行政連絡機構の取扱い
③	新市の名称	24	電算システムの取扱い
④	新市の事務所の位置	25	広報広聴関係事業の取扱い
⑤	財産及び債務の取扱い	26	納税関係事業の取扱い
⑥	議会の議員の定数及び任期の取扱い	27	消防防災の取扱い
⑦	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	28	交通関係事業の取扱い
⑧	地域自治組織等の取扱い	29	窓口業務の取扱い
⑨	地方税の取扱い	30	保健衛生事業の取扱い
⑩	一般職の職員の身分の取扱い	31	各種福祉制度の取扱い
⑪	合併市町村基本計画	32	清掃事業の取扱い
⑫	特別職の身分の取扱い	33	環境対策事業の取扱い
⑬	条例、規則等の取扱い	34	農林水産関係事業の取扱い
⑭	事務組織及び機構の取扱い	35	商工・観光関係事業の取扱い
⑮	一部事務組合等の取扱い	36	建設関係事業の取扱い
⑯	使用料・手数料の取扱い	37	都市計画の取扱い
⑰	公共的団体等の取扱い	38	下水道事業の取扱い
⑱	補助金・交付金等の取扱い	39	上水道事業の取扱い
⑲	町名・字名の取扱い	40	教育関係事業の取扱い
⑳	慣行の取扱い	41	選挙管理事務の取扱い
㉑	国民健康保険事業の取扱い		

第2回 熊本市・富合町合併協議会開催

とき 平成19年3月1日(木)
ところ 熊本市役所別館 自転車駐車場

議員専門部会へ付託された事項のうち、承認を受けた「合併の方式、新市の名称、新市の事務所の位置」について、会長へ報告があり、これらについて協議が行われました。

また今回は、議員専門部会から報告があった事項のほか、消防防災の取扱いや保健衛生事業の取扱いなど、8件の協議項目が提案されました。

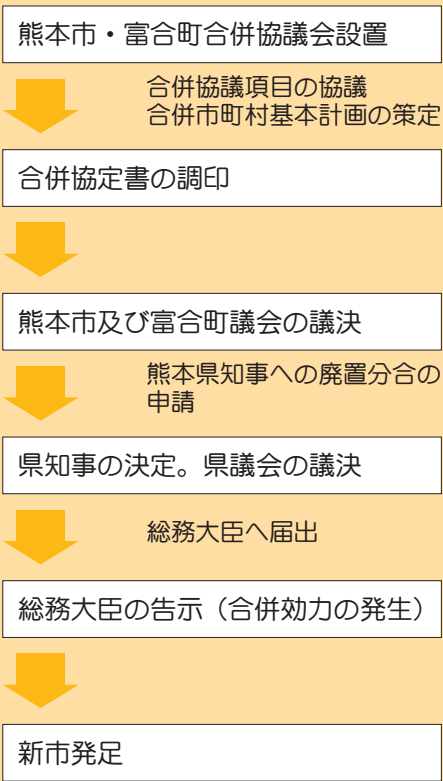
承認された項目

- ▼協議第1号 合併の方式
合併は、「新設合併」と「編入合併」の2つの方式があり、当協議会では、「合併の方式については、富合町を廃し、その区域を熊本市に編入する編入合併とする」ことが承認されました。
- ▼協議第3号 新市の名称
「新市の名称は、熊本市とする」ことが承認されました。
- ▼協議第4号 新市の事務所の位置
「新市の事務所の位置については、熊本市手取本町1番1号とする」ことが承認されました。

提案された項目

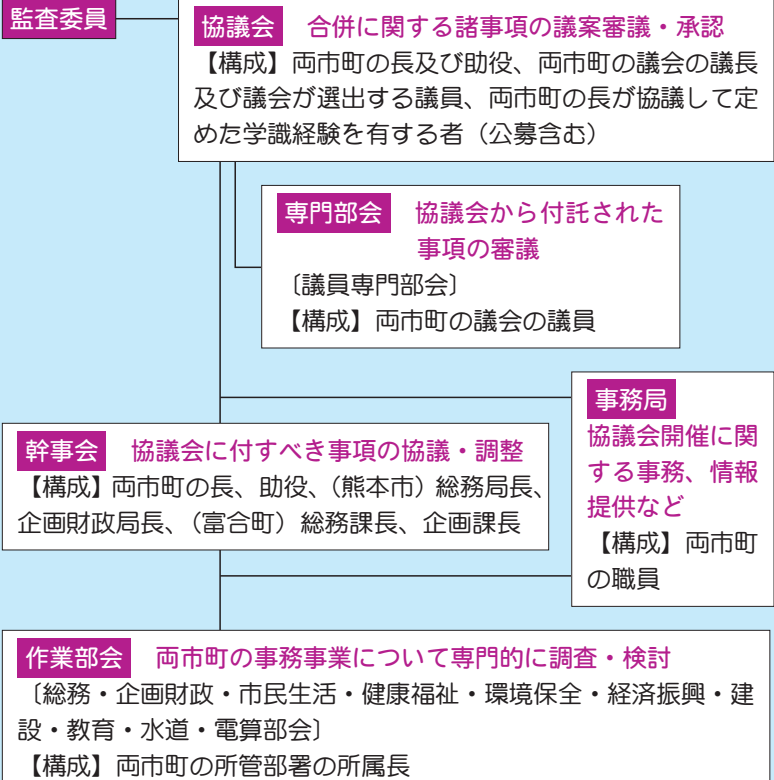
- ▼協議第20号 慣行の取扱い
- ▼協議第27号 消防防災の取扱い(その1)
- ▼協議第30号 保健衛生事業の取扱い(その1)
- ▼協議第31号 各種福祉制度の取扱い(その1)
- ▼協議第33号 環境対策事業の取扱い(その1)

合併までの流れ (手続き)



- ▼協議第34号 農林水産関係事業の取扱い(その1)
- ▼協議第35号 商工・観光関係事業の取扱い(その1)
- ▼協議第40号 教育関係事業の取扱い(その1)
- 協議第20号及び協議第27号から協議第40号までの一部が提案され、次回協議することとなりました。詳しくは、次号でお知らせします。

熊本市・富合町合併協議会 組織体制



合併協議会とは？

市町村合併を検討するためには、検討の「場」が必要になります。法定の合併協議会は、地方自治法及び市町村の合併の特例等に関する法律に基づき、合併に関するあらゆる事項を協議する場です。

合併協議会の委員は、両市町の行政及び議会の代表者並びに学識経験者として各種団体の代表者、県職員などで構成されています。